明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二八）
〔告　示〕
○新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示の一部を改正する告示（厚生労働三九）

本号で公布された法令のあらまし

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二八号）（内閣官房）

1　新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施すべき事態の要件

新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施すべき事態の要件は、当該措置を集中的に実施しなければ、特定の区域が属する都道府県における新型インフルエンザ等感染症の患者及び無症状病原体保有者等（以下「感染症患者等」という。）の発生の状況、当該都道府県における感染症患者等のうち新型インフルエンザ等に感染し、又は感染したおそれがある経路が特定できない者の発生の状況、特定の区域における新型インフルエンザ等の感染の拡大の状況その他の新型インフルエンザ等の発生の状況を踏まえ、当該都道府県において新型インフルエンザ等の感染が拡大するおそれがあると認められる場合であって、当該感染の拡大に関する状況を踏まえ、当該都道府県の区域において医療の提供に支障が生ずるおそれがあると認められるときに該当することとした。（第五条の三第二項関係）

2　新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施すべき事態における感染を防止するための協力要請等

㈠　重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、措置を講ずる必要がある業態を定める際の勘案事項は、業態ごとの感染症患者等の数、感染症患者等のうち同一の事実に起因して感染した者の数その他の感染症患者等の発生の状況又は新型インフルエンザ等の発生の動向若しくは原因とすることとした。（第五条の四関係）

㈡　重点区域におけるまん延の防止のために必要な措置は、次のとおりとすることとした。（第五条の五関係）

(1)　従業員に対する新型インフルエンザ等にかかっているかどうかについての検査を受けることの勧奨

(2)　当該者が事業を行う場所への入場（(3)、(6)及び(7)において単に「入場」という。）をする者についての新型インフルエンザ等の感染の防止のための整理及び誘導

(3)　発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止

(4)　手指の消毒設備の設置

(5)　当該者が事業を行う場所の消毒

(6)　入場をする者に対するマスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の周知

(7)　正当な理由がなく(6)に規定する措置を講じない者の入場の禁止

(8)　(1)～(7)に掲げるもののほか、法第三一条の四第一項に規定する事態において、新型インフルエンザ等のまん延の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの

3　新型インフルエンザ等緊急事態の要件

新型インフルエンザ等緊急事態の要件は、都道府県における感染症患者等の発生の状況、感染症患者等のうち新型インフルエンザ等に感染し、又は感染したおそれがある経路が特定できない者の発生の状況その他の新型インフルエンザ等の発生の状況を踏まえ、一の都道府県の区域を越えて新型インフルエンザ等の感染が拡大し、又はまん延していると認められる場合であって、当該感染の拡大又はまん延により医療の提供に支障が生じている都道府県があると認められるときに該当することとした。（第六条関係）

4　新型インフルエンザ等緊急事態における感染を防止するための協力要請等

新型インフルエンザ等緊急事態における感染の防止のために必要な措置として、次の二つを追加することとした。（第一二条関係）

㈠　従業員に対する新型インフルエンザ等にかかっているかどうかについての検査を受けることの勧奨

㈡　正当な理由がなくマスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置を講じない者の入場の禁止

5　施行期日

この政令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）の施行の日から施行することとした。